

平成 28 年調査における国家戦略特別区域限定保育士の取り扱いについて

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第 56 号）（平成 27 年 7 月 15 日公布）により、国家戦略特別区域限定保育士（以下、「地域限定保育士」という。）の制度が導入されたことに伴い、標記については下記のとおりとする。

記

「地域限定保育士」は、賃金構造基本統計調査における職種「保育士（保母・保父）」（221）に含めます。

よって、「平成 28 年賃金構造基本統計調査 調査票記入要領」28 ページの資料 3 2 職種解説における 221 保育士（保父・保母）については以下のとおり読み替えてください。同様に、当ホームページの「記入要領全体版（全 52 ページ）（P D F）」及び「職種解説（P D F）」における 221 保育士（保父・保母）についても以下のとおり読み替えてください。

221 保育士（保母・保父）

○（含まれる職種） 児童福祉法による保育士、国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士

×（含まれない職種） 寮母

仕事の概要

（変更なし）

説明事項

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）により、都道府県知事の登録を受け、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。